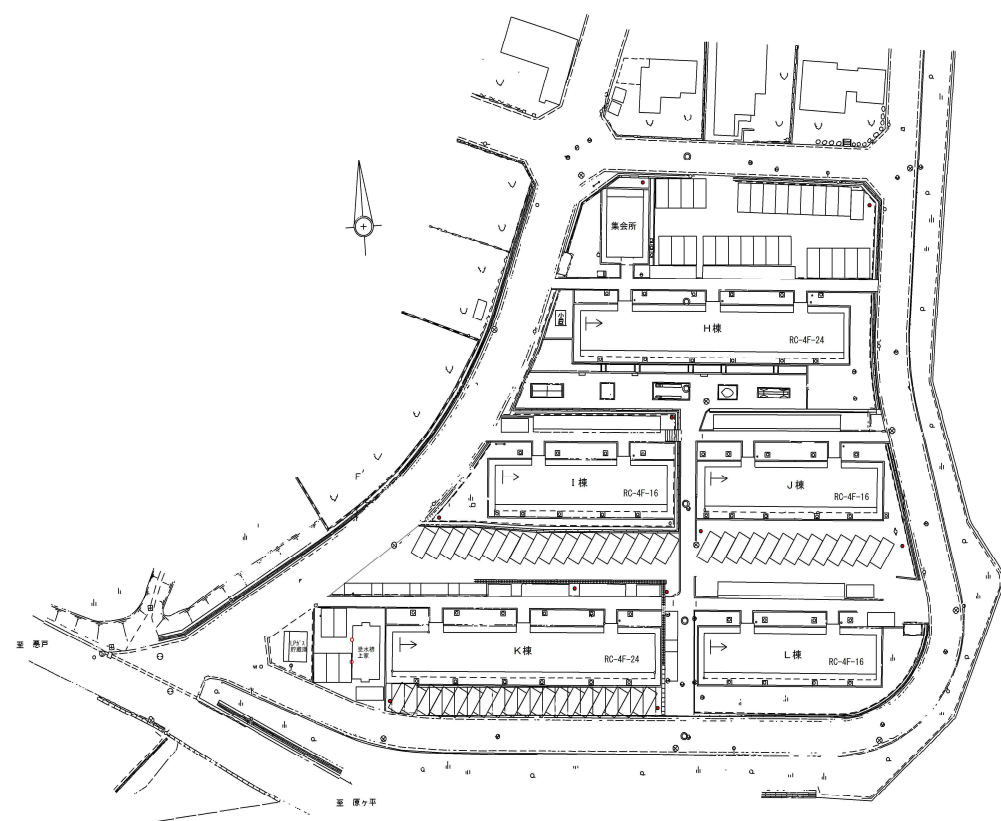


県営住宅（小沢第二団地外）住宅用火災警報器更新工事 特記仕様書						
Ⅰ．工事概要						
１．工事場所 弘前市大字桜ヶ丘3丁目外 地内						
２．建物概要						
建物名称	構 造	階 数	建築基準法による延べ面積(m ²)	消防法施行令別表第一の区分	施設の分類	備 考
小沢第二	鉄筋コンクリート造	4階			5項（ロ）	一般の施設
城東団地	鉄筋コンクリート造	4階			5項（ロ）	一般の施設
茂森団地	鉄筋コンクリート造	4階 3階			5項（ロ）	一般の施設
３．工事種目（●印の付いたものを適用する。）						
工事種目	建物別及び屋外	工 事 種 別			備 考	
○ 電灯設備		共同住宅			屋 外	
○ 動力設備						
○ 電気自動車用充電設備						
○ 電熱設備						
○ 雷保護設備						
○ 受変電設備						
○ 電力貯蔵設備						
○ 発電設備						
○ 構内情報通信網設備						
○ 構内交換設備						
○ 情報表示設備						
○ 映像・音響設備						
○ 拡声設備						
○ 誘導支援設備						
○ テレビ共同受信設備						
○ 監視カメラ設備						
○ 駐車場管制設備						
○ 防犯・入退室管理設備						
● 住宅用火災警報器	改設一式					
○ 中央監視制御設備						
○						
○ 構内配電線路						
○ 構内通信線路						
○						
○						
４．指定部分 ●なし ○あり 範囲： 工期：令和 年 月 日						
Ⅱ．工事仕様						
１．共通仕様 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁管理課部制定の下記仕様書等のうち、●印が付いたものを適用する。 ● 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）（以下「標準仕様書」という。） ● 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）（以下「改修標準仕様書」という。） ● 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和7年版）（以下「標準図」という。）						
２．特記仕様 特記事項は、●印の付いたものを適用する。 ●印の付かない場合は、○印の付いたものを適用する。 ●印と○印の付いた場合は、共に適用する。						
章	項 目	特 記 事 項				
一般	○ １．適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○ 風圧力 風速（V ₀ ＝ ） 地表面粗度区分（ ） ○ 積雪荷重 建設省告示第1455号における区域別表（ ）				
	○ ２．電気工事士	最大電力500kW以上の場合においても、第1種電気工事士により施工を行う。				
	● ３．機材の品質等	（１）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （２）下表に機材名が記載された製造業者等は、次の から すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。 ただし、次の から すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し、監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 安定的な供給が可能であること。 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 販売、保守等の営業体制を整えていること。				
共通						
工事						
項						

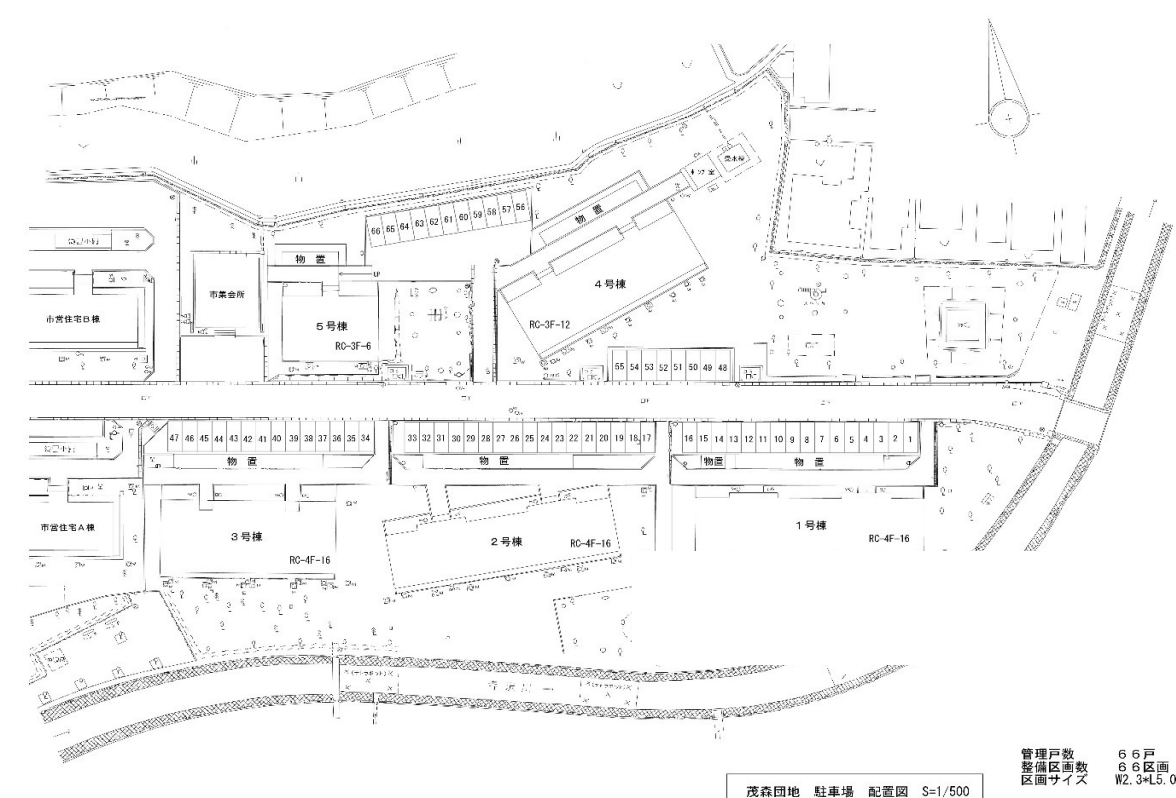
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

一般	共通	通	事	項	イ）撤去機器、器具等について石綿含有製品調査を行い、監督職員に報告する。 調査範囲（ ） 調査方法（ ） 型番確認の上、製造者へリテラ（ ） 下記に石綿含有製品の定性分析調査を行うものとし、採取部位及びサンプル数は監督職員と協議する。 なお、調査にかかる費用は、 ○本工事 ○別途 とする。 ○別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。 ○本工事で設置する。（ ） 「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行 ○材料、撤去材等の運搬方法（建築工事編2.2.1 表2.2.1による。） 種別 ○ A種 ○ B種 ○ C種 ○ D種 ○ E種 ○仮設間仕切り 種別 ○ A種 ○ B種 ○ C種 ○既設部分の養生 ○行う（ ） ○行わない 50HZ はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告する。 また、金属探知により電源供給の停止ができる附属装置を使用する。 イ）放射線透過検査等による埋設物の調査 ロ）範囲は監督職員の指示によるものとし、費用は別途とする。 イ）あと施工アンカー 接着系アンカー（ 接着剤（有機系）） 金属拡張系アンカー（ 本体打込み式 ） 性能確認試験 ○行う ○行わない 施工後確認試験 ○行う ○行わない 機器撤去後の天井、壁及び床等の補修は既存仕上げと同等の補修とする。 施工に際し既存設備、施設等に損害を及ぼした場合は、原状に復旧する。 イ）屋外機器及び屋外の配管に使用する支持金物（ボルト類）はステンレス製（SUS304）とし、屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。 ロ）振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。 ○下記盤類の改造等は、製造者等による作業とする。 ○分電盤 ○ 制御盤 ○ 受変電盤 ○ ○盤類の改造前と改造後に関連する器具類、回路等の動作確認試験を行い、試験成績書を監督職員に提出する。 ○盤類の工事完了後に、単線結線図の更新を行う。 各機器の個別運転後に下記の設備について総合動作試験を行い、試験成績書を監督職員に提出する。 ○照明制御装置 ○ 受変電設備 ○ 電力貯蔵設備 ○発電設備 ○ 駐車場管制設備 ○ 防犯・入退室管理設備 ○中央監視制御設備 ○
一般	共通	通	事	項	新設する電線類は、図面に「EM-○○」の記載がなくとも、EM電線、EMケーブルを使用する。 EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル、JCS 4395「6600V架橋ポリエチレンケーブル（3層押出型）」によるものとする。 屋外でEM-高圧架橋ポリエチレンケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合は、端部にシュリンクバック対策を施す。 屋外、及び地下ビットで使用する厚銅電線管のうち特記のないものは「内外面熔融亜鉛めっき（めっき付着量300g/m ² 以上）」仕上げとする。 合成樹脂製可とう管はPF管（一重管）とし、温度による分類はタイプ-2.5とする。 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは、監督職員の承諾を受けて、変更してもさしつかえない。 床版で断熱材打込み部分は、断熱材用インサートとする。 ○金属製（ステンレス、新金属も含む） ○ 樹脂製 ○アルミ製 ○ 銅合金製 水平調整付プレート（空転防止リング付）とする。 外部ネットワークと接続する制御システム ○あり（対象設備 ○ 受変電設備 ○ 構内情報通信網設備 ○ 中央監視制御設備 ○） ○なし 外部ネットワークと接続する箇所の不正アクセス防止対策 ○ファイアウォール ○統合脅威管理(UTM)
一般	共通	通	事	項	盤・キャビネットの錠の鍵 ○製造者の標準鍵 ○鍵の指定あり 対策機器（ ○分電盤 ○ 制御盤 ○ キュービクル ○ 端子盤 ○ 通信キャビネット ○） 図面に特記なき場合は、表1「接地極一覧表」による。 ○キュービクル、分電盤、制御盤等のキャビネットの仕上げ 製造者の標準色仕上げとする。 ○下記部位に取付けるものは、指定色仕上げとし、それ以外は製造者の標準色仕上げとする。 ○屋外 ○ 屋内（ ） ○下記部位に使用する、外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。（ ） ○居室 ○
一般	共通	通	事	項	図面に特記なき場合は、表2「機器取付高さ」による。 外部に面する壁、天井で建築工事でF版（スタイロフォーム等）打込み面に取付ける位置ボックスなどは保温、結露防止処理を行う。
一般	共通	通	事	項	○ ２８．機器取付高さ
一般	共通	通	事	項	○ ２９．保温、結露防止

○ 30. 呼び線	長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上のEM-IE電線を挿入する。
○ 31. 本受電後の基本料金	○ 計上する（想定契約電力 kw、想定期間 ヶ月間） ○ 計上しない
○ 1. タンブラスイッチ	ネーム付きとする。
○ 2. OAFフロア用配線器具の蓋	○ アルミ製



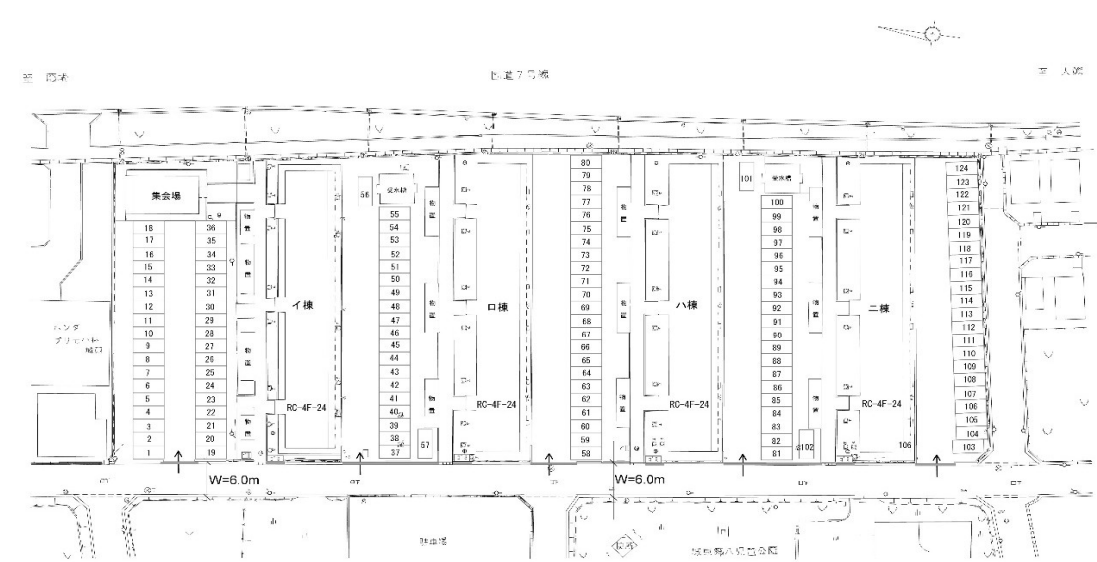
配置図（小沢第二団地）



配置図（茂森団地）

管理戸数 66戸
整備区画数 6区画
区画サイズ W2.3×L5.0

茂森団地 駐車場 配置図 S=1/500



配置図（城東団地）

管理戸数 96戸
整備区画数 124区画
区画サイズ W2.3m×L5.0m

城東団地 駐車場 配置図 S=1/500

#REF!

青森県中南県土整備事務所 建築指導課

担当

縮尺

NON

工事名
県営住宅（小沢第二団地外）住宅用火災警報器更新工事
配置図（小沢第二団地、城東団地、茂森団地）

図面番号

E-03

【住宅用火災警報器 更新個数一覧】

【小沢第二団地】

棟名	更新住戸数 撤去住戸数	間取り	1戸当たり 更新個数	更新個数	撤去個数	備考 (撤去のみ)
H	16 24	3K	3	48	72	1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 3-2, 4-1, 4-3, 4-5
I	4 16	3K	3	12	48	1-1, 1-2, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 3-2, 3-3, 3-4, 4-1, 4-2, 4-4
J	7 16	3K	3	21	48	1-2, 1-4, 2-3, 2-4, 3-1, 3-2, 3-3, 4-1, 4-3
K	5 24	3K	3	15	72	(1-1), 1-2, 1-3, 1-5, (1-6), 2-1, 2-3, 2-4, 2-5, 2-6, 3-1, 3-2, 3-3, (3-5), 3-6, 4-3, 4-4, 4-5, 4-6
L	5 16	3K	3	15	48	1-1, 1-3, 1-4, 2-1, 2-2, 2-4, 3-4, 4-1, 4-2, 4-3, 4-4
小計	—	—	—	111	288	

※K棟1-1, 1-6, 3-5の工事時期は監督員と協議し決定すること。

【城東団地】

棟名	更新住戸数 撤去住戸数	間取り	1戸当たり 更新個数	更新個数	撤去個数	備考 (撤去のみ)
イ	24 24	3K	3	72	72	
ロ	24 24	3K	3	72	72	
ハ	24 24	3K	3	72	72	
ニ	24 24	3K	3	72	72	
小計	—	—	—	288	288	

【茂森団地】

棟名	更新住戸数 撤去住戸数	間取り	1戸当たり 更新個数	更新個数	撤去個数	備考 (撤去のみ)
1	14 16	3DK	3	42	48	4-2, 4-4
2	11 16	3DK	3	33	48	3-1, 3-3, 3-4, 4-1, 4-4
3	15 16	3DK	3	45	48	3-4
4	10 12	3K	3	30	36	3-1, 3-2
5	6 6	3K	3	18	18	
小計	—	—	—	168	198	

【機器仕様】

名 称	住宅用火災警報器
標準要求仕様	・リチウム電池で寿命は約１０年とする
	・警報停止ボタン又は引き紐付きとする
	・電池切れ・故障等の異常警報付きとする
	・単独式（非連動式）とする
	・感知方式は煙式（光電式２種）とする
	・日本消防検定協会の住宅用防災警報器の検定合格表示があるものとする
	・取付場所は寝室天井面とする

名 称	ストロボライト付補助警報装置
定格電圧	AC100V
定格電流	最大150mA以下
入力定格	DC25V以下
ストロボ光度	15cd～30cd 2段階切替有り
点滅周期	約1Hz
ブザー容量	約90dB/m 連続音
付 属 品	ACアダプタ（AC100V→DC24V）

住宅用火災警報器 567 個を更新とする。

ストロボライト付補助警報装置 0 個を更新とする。

既存機器 774 個を撤去とする。

工事内容

- ・既存住宅用火災警報器を撤去後、新設する。
- ・取付後、入居者に対し取扱説明書を配布し、説明を行う。

青森県中南県土整備事務所 建築指導課

担当

縮尺

NON

工事名

県営住宅（小沢第二団地外）住宅用火災警報器更新工事

住宅用火災警報器取替箇所リスト・機器仕様

図面番号

E-04